

公示番号：180323

国名：ドミニカ国

担当部署：地球環境部 防災グループ 防災第一チーム

案件名：洪水対策・砂防アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：洪水対策・砂防アドバイザー
- (2) 格付：2号～3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年10月下旬から2020年1月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.75M/M、現地 8.33M/M、合計 9.08M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 4日、現地業務 30日、国内業務 4日
- ・ 第2次 現地業務 80日、国内業務 3日
- ・ 第3次 現地業務 140日、帰国後整理 4日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月10日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年10月23日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

- (2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------------|-----------|
| ①類似業務の経験 | 28 点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8 点 |
| ③語学力 | 16 点 |
| ④その他学位、資格等 | 12 点 |
| ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション | 16 点 |
| | (計 100 点) |

類似業務	砂防・ 洪水対策に係る各種業務
対象国／類似地域	ドミニカ国／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ドミニカ国は、他の多くのカリブ諸国と同様に熱帯性気候帯に属し、熱帯低気圧（ハリケーン）の被害による脆弱性を抱えている。近年では、2015年8月に発生したハリケーン・エリカによる洪水、土砂災害により同国GDPの90%に及ぶ被害が発生、さらに2017年9月には、ハリケーン・マリアにより、同国人口の約80%が被災、国内の80-90%の家屋に被害が発生するという甚大な被害が発生しており、我が国は同国からの要請を受けて、緊急援助物資の供与を行った。

2009年～2012年に実施した、技術協力プロジェクト「カリブ災害管理プロジェクトフェーズ2」においては、カリブ域内防災機関(The Caribbean Disaster Emergency Management Agency (CDEMA))の能力強化を進め、CDEMAが進める地域内の防災枠組みに参加しているドミニカ国に対しては、ドミニカ国の首都ロゾーを流域内に持つRoseau Riverの洪水ハザードマップの策定及びコミュニティ防災支援を行った。加えて、2015年～2017年には、広域個別専門家「カリブ地域防災管理」により、上述のCDEMAの能力強化を継続的に行ってきた。

上述の協力を通じて、ドミニカ国においては、頻発するハリケーンの豪雨による洪水、河道閉塞やその決壊、頻発する土石流が人的、経済被害を拡大していることから、構造物対策の計画やハリケーン後の迅速な復旧計画の必要性が明らかになったものの、それら計画を立案、実施する能力がドミニカ国には、不足していることも明らかとなった。

このような状況の下、洪水及び土砂災害対策に関わる政策立案・実行を担当している公共事業・水資源管理・港湾省は、2016年に我が国に対して当該専門家の派遣を要請した。しかしながら、要請後の2017年にハリケーン・マリアによる被害が発生したため、その復旧の進捗状況が落ち着いた段階をもって本専門家の派遣を行うこととした。2018年6月にJICAは、ハリケーン・マリア後の復旧の進捗、本専門家の要請内容の再確認を目的とした調査団を派遣、ドミニカ政府の支援要望の確認、業務内容の整理を行い本専門家の派遣を決定した。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ドミニカ国公共事業・水資源管理・港湾省をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、同省のチーフテクニカルオフィサー（1名）及び土木エンジニア（6名）を主要な関係者とし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、ドミニカ国内の2河川(Melville Hall River、Checkhall River)をパイロット河川として上記関係者と共に土石流、洪水対策に関する技術的指導・助言を行う。なお、技術指導・助言にあたっては、ドミニカ国の仙台防災枠組 2015-2030 のグローバルターゲット達成に向けた進捗を確認し、同達成に向けた活動が進むよう技術指導や助言内容に留意する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2018年11月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ドミニカ国政府作成の関連報告書等を参照し、ドミニカ国における洪水、土石流の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析する。
- ② JICA 地球環境部及びセントルシア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 全体業務計画をまとめたワークプラン（英文）を作成し JICA 地球環境部による確認ののち C/P に提出する。併せて、セントルシア事務所にもデータを送付する。

（2）第1次現地業務期間(2018年11月中旬から12月中旬を想定)

【ドミニカ国における土石流、洪水対策等に関する現況調査】

- ① C/P、防災局(Office of Disaster Management)等と共に洪水、土石流対策に係る政策、関わる機関の確認を行う。
- ② C/P が過去に実施したドミニカ国内の洪水、土石流対策に係る実施能力の確認、対策に係る法制度や予算状況等を確認する。
- ③ C/P が実施中の洪水、土石流対策（主には浚渫工事）の実施スケジュール、対策内容、予算状況等を確認する。
- ④ 水文データ、測量データ、土砂流出量等、洪水、土石流対策を検討するにあたり必要となるデータの整備状況を確認するとともに、データの収集、保管等に係る課題の抽出を行う。
- ⑤ 仙台防災枠組 2015-2030 のグローバルターゲット達成に向けた進捗状況を確認するとともに、ターゲット達成を支援する JICA の取組の紹介を行う。

【選定された2河川に対する調査】

- ① 洪水、土石流の発生状況、発生時の水位、気象状況、浸水被害域、被災人口や被災施設等の確認を行う。
- ② 現況の構造物、非構造物対策の状況、対策を検討するにあたって必要となる地形情報、水位情報、雨量情報等を収集する。事前調査により、水位情報については無く、雨量情報については両河川の下流部に所在する空港で観測が行われていることを確認している。水位情報の取得、降雨特性が異なると考えられる上中流部での雨量情報の取得を行うため、9. で記載する携行機材を活用することを想定する。測量データについては写真より測量データを作成する技術を C/P は有しており、2河川のデータを整備中であるため同データの活用を前提とする。
なお、地形情報が不足する場合には、第2期現地業務期間までに公共事業・水資

源管理・港湾省が取得を行うよう依頼する。)

- ③ ①、②の調査を通じて課題の抽出、対策の方向性について C/P と協議を行う。

上記活動の終了後、JICA セントルシア事務所へ報告を行う。

(3) 第1次国内業務期間

- ①第1次現地業務期間の報告書(和文・英文)を作成し、JICA 及び C/P に報告する。
②第2次現地業務期間にかかるワークプラン(英文)を更新し、JICA 及び C/P に提出する。

(4) 第2次現地業務期間(2019年1月下旬から4月中旬を想定)

※ハリケーンシーズン(5月~10月)前の活動

【公共事業・水資源管理・港湾省等、関係機関に対する技術支援】

- ① 水文データ、土砂流出量等のデータ収集、保管等に係る助言を行うとともに、データ管理手順書の作成を支援する。
② 第1次現地業務により収集した情報及び、選定された2河川の調査結果に鑑み、構造物、非構造物対策の考え方を整理したドミニカ国全体の砂防、洪水対策の実施方針の作成を支援する。なお、同方針には、洪水・土石流対策を行う上での実施機関、予算計画、災害リスク地に対する構造物対策及び非構造物対策の考え方、対策を検討する上での必要となるデータや手順等を纏める想定。

【選定された2河川に対する技術支援】

- ① 第1期現地業務中に収集した情報を基に、ハリケーン来襲時の洪水、土石流のリスク範囲の想定、構造物対策による防災の目標設定を支援する。
② 日本の砂防、洪水対策の事例を紹介しつつ、また、上記で作成されたドミニカ国の実施方針に沿って、①により設定されたリスク範囲における災害の予防・軽減のための構造物、非構造物対策の実施計画について、C/P、防災局と協議しつつその作成を支援する。なお、実施計画には構造物の施設配置計画、主要構造物の基本設計及び、被災に備えた事前的な復旧計画を含む。また、2河川の各実施計画は、C/P が対策予算(自国予算のみではなく、外部予算も視野に入れる。また、対策検討のための調査予算含む)を確保するための参考資料とする想定であるため、ドミニカ国内の行政手続きや予算計画を調査した上で、事業の実現性を考慮して作成されるよう支援する。
③ ハリケーン来襲に備えて実施が予定されている緊急的な砂防、洪水対策事業や復旧工事に対する助言を行う。

(5) 第2次国内業務期間

- ①第2次現地業務期間の報告書(和文・英文)を作成し、JICA 及び C/P に報告する。
②第3次現地業務にかかるワークプラン(英文)を更新し、JICA 及び C/P に提出する。

(6) 第3次現地業務期間(2019年5月下旬から10月下旬)

※ハリケーンシーズン(5月~10月)中の活動

【公共事業・水資源管理・港湾省等、関係機関に対する技術支援】

- ① 砂防・洪水対策実施方針および2河川の実施計画をドミニカ国内の関係機関に対しC/Pと共に説明することを目的としたワークショップを開催する。
- ② 活動期間中に得られた教訓や提案を取りまとめた専門家業務完了報告書（英文）の作成を行い、ドミニカ国内の関係機関に説明する。
- ③ 仙台防災枠組2015-2030のグローバルターゲット達成に向けた進捗状況を確認する。

【選定された2河川に対する技術支援】

- ① 第2次現地業務期間中に作成した構造物、非構造物対策の実施計画に基づき、具体的な事業化に向けた作業を支援する。この作業には、各実施計画に含まれる施設配置計画の精査、施工優先順位の検討、現地精査、基本設計の精査、施工計画の検討、詳細設計のTOR作成、などを想定する。
- ② ハリケーンが来襲した場合、被災前・中・後の緊急対応事業に対する助言を行う。

上記活動の終了後、在トリニダード・トバゴ日本国大使館へ報告を行う。

（7）帰国後整理期間（2019年11月下旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）をJICAに提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。電子データも合わせて提出すること。

（1）ワークプラン（全体及び各派遣時に更新した英文業務計画書）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。提出部数は以下の通り。

英文3部（JICA地球環境部、JICAセントルシア事務所、C/P機関へ各1部）

（2）現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文3部（JICA地球環境部、JICAセントルシア事務所、C/P機関へ各1部）

和文2部（JICA地球環境部、JICAセントルシア事務所へ各1部）

ただし、第3次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第3次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・ 砂防・洪水対策実施方針
- ・ 選定された2河川に対する構造物、非構造物対策実施計画
- ・ 砂防・洪水対策に関する提言

（3）専門家業務完了報告書

業務完了時に作成。提出部数は以下の通り。

英文3部（JICA地球環境部、JICAセントルシア事務所、C/P機関へ各1部）

和文2部（JICA地球環境部、JICAセントルシア事務所へ各1部）

(4) 業務従事月報

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA 地球環境部及び JICA セントルシア事務所に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒米国⇒ドミニカ国⇒米国⇒日本を標準とします。

(2) 一般業務費、機材費

本件業務は、臨時会計役を委嘱することのできる JICA 拠点が存在しないドミニカ国での業務となることから、以下の一般業務費、機材費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費、機材費として計上して下さい。

【一般業務費】

- ・調査補助要員の雇用（当該専門家不在時の調査補助用に雇用を想定）：200 千円
- ・車両関連費（C/P 車両が使用できない場合の借上費用）：400 千円
- ・消耗品費（携帯電話、資料購入等）：270 千円
- ・航空費 2 経路(業務報告、情報収集目的)：140 千円(70 千円×2 経路)
経路：ドミニカ⇄セントルシア、ドミニカ⇄トリニダード・トバゴをそれぞれ 1 回
- ・通信・運搬費（携帯電話通信費）：63 千円
- ・資料等作成費：90 千円

【機材費】※携行機材とし、当該専門家が購入、持参し、C/P と共同で設置を行う。本業務終了後は、C/P への譲渡を予定。

- ・PC 購入(1 台)：200 千円
- ・簡易自動水位計 2 台：501 千円
選定された二河川の水位観測を目的に設置。なお、同河川では 2018 年 6 月末現在水位観測は行われていない。
- ・雨量計 2 台：600 千円
選定された二河川流域の雨量観測を目的に設置。なお選定された二河川流域内に所在する空港において雨量観測が行われているため、本雨量計は降雨特性が異なる上中流部への設置を想定する。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国

内 M/M、渡航回数は 2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

② 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配

第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第 1 次現地業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、JICA セントルシア事務所が、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

公共事業・水資源管理・港湾省内における執務スペース提供（オフィス環境環境（インターネット、複写機等）予定）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 地球環境部防災 G 防災第一チームから電子メールにて配布します。ご希望の場合は、Kobayashi.Chiaki@jica.go.jp までご連絡ください。

・ 要請書

・ 2018 年 6 月に実施した事前調査の報告書及び収集資料一式

・ 2017 年 9 月のハリケーンマリア後の被災地視察報告書

また、以下の関連報告書等を以下に示す Web サイト (JICA 図書館ポータルサイト) で公開しています。

・ カリブ災害管理プロジェクト (フェーズ 2) 事前評価報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000176147>)

・ 同ファイナルレポート

(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000006952>)

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

(ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

(イ) 提供依頼メール：

タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ① 実施時期：10月12日（金）（予定）
（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
- ② 実施場所：独立行政法人国際協力 JICA 内 208 号会議室
（当日 JICA へ来訪できない場合、電話会議方式や Web 会議方式を認める場合（電話方式を優先）がありますので調達部までお問い合わせください。）
- ③ 実施方法：
 - ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
 - ・プレゼンテーションでは、「業務実施の基本方針」を説明。
 - ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セントルシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 90日を超える派遣においては、ドミニカ国現地での長期滞在査証の手続きが必要となります。現地業務期間中に手続きを行う想定です。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上